

電気通信大学薬品庫管理要項

制定 昭和59年12月5日

最終改正 令和4年2月14日要項第9号

(趣旨)

第1条 電気通信大学薬品庫（以下「薬品庫」という。）の管理については、消防関係法令に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要項は、電気通信大学（以下「本学」という。）の教育研究のために使用する次条に定める危険物（薬品に限る。以下同じ。）を安全に貯蔵し、管理することを目的とする。

(危険物の種類)

第3条 薬品庫に貯蔵保管する危険物は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7号別表に定める第1類から第6類の危険物とする。

(管理者及び保安監督者)

第4条 薬品庫に管理者及び危険物保安監督者（以下「保安監督者」という。）を置く。

2 管理者は、本学教授のうちから、安全・衛生委員会の議を経て、学長が任命する。なお、任期は2年とし、再任を妨げない。

3 保安監督者は、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者（以下「危険物取扱者」という。）のうちから学長が任命する。なお、任期は2年とし、再任を妨げない。

(管理者の職務)

第5条 管理者は、常に薬品庫の厳正かつ適切な管理並びに危険物の安全な貯蔵及び供用に努めなければならない。

(保安監督者の職務)

第6条 保安監督者は、管理者の職務を助け、危険物の取扱作業に関する保安の監督及び危険物取扱者の業務を行う。

(薬品庫及び危険物の使用)

第7条 薬品庫及び危険物を使用する者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 管理者又は保安監督者の許可を受けてから使用すること。

(2) 使用の都度、薬品名、数量等、必要事項を危険物受払簿に記帳すること。

(3) 使用後は容器の蓋を厳重にし、退所の際には必ず施錠すること。

(4) その他安全な使用を常に心掛けること。

2 薬品庫においては、危険物取扱者以外の者は、保安監督者が立ち会わなければ危険物を取扱ってはならない。

(災害時等の処置)

第8条 危険物の貯蔵又は取扱い中に、火災等の災害が発生、又は発生する恐れのあるとき、これを発見した者は、災害の拡大防止について緊急の措置をとり、又は防除に努めるとともに、管理者又は保安監督者に報告するものとする。

(教育訓練)

第9条 管理者及び保安監督者は、薬品庫及び危険物を使用する者に対し、必要な関係法規、学内規則及び取扱技術等に関する教育訓練を適宜実施するものとする。

(事務)

第10条 薬品庫に関する事務は、総務部人事労務課が行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、薬品庫の取扱いに関して必要な事項は、安全・衛生委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この要項は、昭和59年12月5日から施行する。

附 則 (平成5年10月27日)

この要項は、平成5年10月27日から施行する。

附 則 (平成12年8月1日)

この要項は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日要項第17号)

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月6日要項第22号)

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日要項第18号)

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月14日要項第9号)

この要項は、令和4年4月1日から施行する。